ISBN978-4-8461-1420-6

C0036 ¥2200E

定価 2,200 円+税





電力改革と脱原発 熊木 型

熊木

型型

エーニーは本計画を批判する ニカンステム改革とは何か

緑冈出版

僵

再稼働は不要だ

しているようなものである。

〈最初の排出先の把握・記録の必要性も無視〉

安全・保安部会 廃棄物安全小委員会「原子力施設におけるクリアランス制度の整備について」平 成十六年九月十四日)とされていたのに対して、福島原発事故後の「放射性物質により汚染 された廃棄物」の再利用については、そのような枠組み構築の必要性に全く言及されていな 埋設処分であれば処分場を、有価物として再生利用する場合には中間処理を行う会社等につ いて、把握・記録するような枠組みを構築することが必要」(総合エネルギー調査会 原子力 また、クリアランス制度では、「再生利用の際の最初の排出先が把握できるよう、例えば、

これではリサイクルによる放射能拡散が起こるのは当然である。

6 環境法改正は放射能汚染を防げない

ことは必至であるが、では、それに対して環境法の面から対策が講じられ、汚染を防ぐよう な仕組みが創られているのであろうか。 これまでみてきたように、処分場や不法投棄やリサイクルをつうじて放射能拡散が起こる

(1) 環境基本法の改正

として環境基本法(一九九三年)が制定されている。 日本には種々の環境関連の法律があるが、それらが満たすべき理念や基本方針を示すもの

で定めるところによる」(第一三条)とされていた。 水質の汚濁及び土壌の汚染の防止のための措置については、原子力基本法その他の関係法律 などの原子力関連法で規定されるのみで、環境基本法では「放射性物質による大気の汚染、 従来、放射性物質については「原子力基本法」、「放射線障害防止法」、「原子炉等規制法」

て、 大気汚染防止法や水質汚濁防止法などの個別の環境法においても、環境基本法に基づい 放射性物質による環境の汚染の防止のための措置を適用除外とする旨の規定を設けてい

(7)原子力関連法にも「放射性物質による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染の防止 用、測定等に関する規制その他保安及び保健上の措置に関しては、別に法律で定める」 染に係る規定は全く存在しない。 としているのみであり、放射線障害防止法や原子炉等規制法にも大気・水質・土壌の汚 のための措置」は存在しない。原子力基本法は、第二〇条で「放射線による障害を防止 公共の安全を確保するため、放射性物質及び放射線発生装置に係る製造、

のである。 要するに、放射性物質は環境法体系の外に置かれ、環境法の規制を受けることはなかった

高濃度に汚染されることになった。 日本の多くの地域では、清掃工場から出る焼却灰や下水処理場から出る下水汚泥が放射能に しかし、福島原発事故により放射性物質が広範に大気・水質・土壌等を汚染したため、東

附則により環境基本法第一三条が削除された。 わざるを得なくなり、その第一歩として、まず二〇一二年六月、原子力規制委員会設置法の そのため、放射能汚染を原子力関連法の中にのみとどめておくことができずに環境法で扱

② 個別環境法の改正

止法・南極地域の環境の保護に関する法律・環境影響評価法の一部改正が行なわれた。次の する法律」(以下「整備法」という)が制定され、同法により、大気汚染防止法・水質汚濁防 そのため、二〇一三年六月、「放射性物質による環境の汚染のための関係法律の整備に関 環境基本法第一三条の削除に伴い、個別環境法も改正しなければならなくなった。

- ①大気汚染防止法及び水質汚濁防止法について、放射性物質に係る適用除外規定を削除 し、環境大臣が放射性物質による大気汚染・水質汚濁の状況を常時監視することとす
- ②環境影響評価法について、放射性物質に係る適用除外規定を削除し、放射性物質による 大気汚染・水質汚濁・土壌汚染についても環境影響評価を行うこととする。
- ③南極地域の環境の保護に関する法律(平成9年法律第61号)について、放射性物質に係 て確認することとする。 る適用除外規定を削除し、南極地域活動計画において放射性物質による環境影響も含め

(3) 監視だけでは汚染を防げない

以上のような環境法改正で放射性物質による環境汚染が防げるはずはない。

方、環境基準はある都市の汚染が環境基準を超えても、特定の排出源に改善命令などが出さ る排出に対しては知事が改善命令や一時停止命令を命ずることができるし、罰則もある。他 で環境保全を図っている。排出基準は個々の発生源からの排出に関する基準で、基準を超え 大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の環境法は、排出基準と環境基準とを定めておくこと **罰則も適用されない。それは、人気・水質・土壌について長期的に達成す**

な達成目標となるので、環境基準を定めておくことは環境保全を図るうえで必要、かつ有効 ることが望ましい「行政上の政策目標」としての基準にすぎない。しかし、それでも長期的

ながら、 値がないから、実質的にはただ値を見ているだけである。 排出基準も環境基準も設けることなく、単に監視をすることにしただけである。当然のこと ところが、整備法による大気汚染防止法・水質汚濁防止法の改正は、放射性物質について 監視だけでは汚染を防げるはずはない。「監視」と呼ぶから聞こえはいいが、

第一原発からの大気汚染・水質汚濁が基準を超えることになり、東電の責任が問われ、 に罰則を適用せざるを得なくなるからである。 整備法が基準を設けることなく、監視だけを規定したのは、基準を設ければ、当然、 東電

汚濁の防止につながるとの見解があるかもしれない。 それでも、監視によって汚染状況を把握できるから、監視をしないよりも大気汚染・水質

汚濁を廃棄物に変える手法を考慮すれば、監視は決して有効ではない。 しかし、日本の公害対策が採用してきた手法、すなわち、以下に述べる、大気汚染・水質

一九六○年代後半から大きな社会問題になった公害問題に対して、日本が採った公害対策 法律と技術、すなわち、環境法で排出基準・環境基準を定めるとともに、公害防止技術

で基準をクリアする手法であった。

染や大気汚染をもたらす。 棄物を環境汚染をもたらさないように処理できればいいのだが、廃棄物は処分場に運ばれ埋 止技術は汚染物質をなくすわけでなく、廃棄物に変えているだけである。その結果生じる廃 め立てられる。処分場は、処分場自体が土壌汚染地になってしまうため、長期的には水質汚 る。水質汚濁物質は汚水処理施設で処理されると汚泥という廃棄物になる。つまり、 しかし、大気汚染物質は集塵機やバグフィルターで捕捉されるとダストという廃棄物にな

を変え、土壌汚染をもたらすからである。 が薄いことは明らかである。放射性物質の多くは、大気や水質に排出されずに廃棄物へと形 日本の公害対策が採用してきた手法を考慮すれば、大気汚染や水質汚染を監視しても効果

の整備について」と題する意見共中三〇二二年二一月一九日)のなかで、「当該汚染廃棄物 央環境審議会は、「環境基本法の改正を踏まえた放射性物質の適用除外規定に係る環境法令 ところが、整備法は、廃棄物や土壌汚染に関しては何も定めていない。この点に関し、

⁽⁸⁾ 詳しくは、拙著『日本の循環型社会づくりはどこが間違っているのか?』を参照され

他法令との関係など現行法の施行状況を見ながら別途検討する」としている。 等の処理責任の整合性や他法令との関係等の観点から精査し、検討することが必要であると 考えられる」ことから「現時点で適用除外規定の削除の適否を判断することは適当ではなく、

ればならないことになる。 の適用除外規定を削除すれば、東電も放射性物質に汚染された廃棄物の処理責任を負わなけ 廃棄物処理法は、産業廃棄物の処理責任を排出事業者に負わせているから、廃棄物処理法

治体に処理責任を負わせることが困難になり、東電の処理責任、東電の費用負担を求められ 央環境審議会が廃棄物処理法の適用除外規定の削除を先送りするのは、いま削除すれば、自 るからであろう。 しかし、国は、放射性物質に汚染された廃棄物の処理を自治体に負わせたがっている。

された土壌の処理責任を東電に負わせるのを回避するためであろう。 土壌汚染対策法の適用除外規定削除の先送りも、除染に伴って生じる大量の放射能に汚染

う土壌汚染をいかに扱うかであり、それらの点に今後着目していくことが肝要である。 染や水質汚濁よりも重要で対策が難しいのは、廃棄物を如何に処理するか、廃棄物埋立に伴 大気汚染や水質汚濁は廃棄物に形を変え、廃棄物を埋め立てることで対処できる。大気汚

7 脱汚染の道筋

電力システム改革が放射能拡散政策を変える

ずはない。泥棒が盗むのを見ているだけでは泥棒を防げないのと同じである。 対して、汚染を防ぐ法整備は全く行なわれていない。大気と水質を監視するだけで防げるは 以上のように、処分場や不法投棄やリサイクルをつうじて放射能拡散が確実に起こるのに

様に、集中し隔離すべきであった。しかし、国が実際に行なったことは、がれきの広域処理 本来ならば、国は、 一〇〇ベクレル/kgを超える廃棄物は、原発からの放射性廃棄物と同

⁽⁹⁾二本松市のゴルフ場が東電に汚染の除去を求めて東京地裁に仮処分を申し立てた事件 地裁決定の理由は「放射線量が文部省通知の三・八マイクロシーベルト/時を下回るから 汚染者負担の原則にも条理にも反しており、顰蹙をかっているのは当然である。ただし、 は二〇一一年一〇月三一日、訴えを退ける決定を下した。東電の「無主物」との主張は、 営業可能」というものであり、東電の「無主物」という主張を認めたわけではない。 いない物)である。したがって、東電は責任を持たない」旨の主張を行ない、東京地裁 で、東電は「原発から飛び散った放射性物質は東電の所有物でなく、無主物(所有者の

でんりょくかいかく だっげんぱっ 電力改革と脱原発

2014年12月20日 初版第1刷発行

定価 2200 円 + 税

著 者 熊本一規 ©

発行者 高須次郎

発行所 緑風出版

〒 113-0033 東京都文京区本郷 2-17-5 ツイン壱岐坂 [電話] 03-3812-9420 [FAX] 03-3812-7262 [郵便振替] 00100-9-30776

[E-mail] info@ryokufu.com [URL] http://www.ryokufu.com/

装 幀 斎藤あかね

制作R企画

印 刷 中央精版印刷・巣鴨美術印刷

製 本 中央精版印刷

用 紙 大宝紙業·中央精版印刷

E1200

〈検印廃止〉 乱丁・落丁は送料小社負担でお取り替えします。 本書の無断複写(コピー)は著作権法上の例外を除き禁じられています。なお、 複写など著作物の利用などのお問い合わせは日本出版著作権協会(03-3812-9424) までお願いいたします。

Kazuki KUMAMOTO © Printed in Japan

ISBN978-4-8461-1420-6 C0036

[著者略歴]

熊本 一規 (くまもと かずき)

1949 年 佐賀県小城町に生まれる。1973 年 東京大学工学部都市工学 科卒業。1980 年 東京大学工系大学院博士課程修了(工学博士)。和 光大学講師、横浜国立大学講師、カナダ・ヨーク大学客員研究員な どを経て現在 明治学院大学教授。1976 年以来、各地の埋立・ダム・ 原発等で漁民をサポートしている。専攻、環境経済・環境政策・環 境法規。

著書『埋立問題の焦点』(緑風出版、1986年)、『公共事業はどこが問違っているのか?』(れんが書房新社、2000年)、『海はだれのものか』(日本評論社、2010年)、『よみがえれ!清流球磨川』(共著、緑風出版、2011年)、『脱原発の経済学』(緑風出版、2011年)、『がれき処理・除染はこれでよいのか』(緑風出版、2012年)など多数。

JPCA 日本出版著作権協会 http://www.e-jpca.jp.net/

・本書は日本出版著作権協会(JPCA)が委託管理する著作物です。 本書の無断複写などは著作権法上での例外を除き禁じられています。複写(コピー)・複製、その他著作物の利用については事前に日本出版著作権協会(電話 03-3812-9424, e-mailtinfo@e-jpca,jp.net)の許諾を得てください。